

○伊予市松前町共立衛生組合建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規則
平成26年5月14日組合規則第1号

伊予市松前町共立衛生組合建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定に基づき、組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託、物品等(以下「建設工事等」という。)の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

(参加資格)

第2条 指名競争入札に参加することができる者は、組合市町の建設工事等に関する競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

(指名業者の選定)

第3条 建設工事等の指名競争入札に関し指名する業者の選定は、組合市町の規程を勘案して行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。